

平成31年度 事業計画

自：平成31年 4月 1日
至：平成32年 3月31日

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

平成31年度 事業計画

少子高齢化が進み、地域社会や家族のあり方が変化し、社会的孤立や子どもの貧困など、地域における福祉課題が複雑化、深刻化し、複合的な課題を抱えながらも、制度の狭間で支援に結びついていない人たちの存在が地域の中でも顕著となってきています。このような課題に対し、分野横断的な総合的な支援策の展開が求められています。

そのようななか、本会では、平成30年度に第5期地域福祉活動計画の中間見直しを行い、引き続き地域共生社会の実現を目指し、校区社会福祉協議会や自治協議会など地域の組織、他の社会福祉法人、施設、関係機関・団体と連携して地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

平成31年度は福岡市より受託している生活支援コーディネーターの配置を4区から全区へ拡大するとともに、終活に関して定期的な相談や啓発を行う終活サポートセンターを開設します。また、成年後見制度利用促進のための中核機関の受託に向け、行政や関係機関との検討を開始するほか、区社協職員が地域福祉活動の支援に一層注力できるように、各区社協と市社協の法人統合に向け準備を進めていきます。

以上をふまえ、平成31年度は以下の事業項目に対し重点的に取り組んでまいります。

1. 小地域福祉活動の推進

校区社会福祉協議会強化への支援

2. ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 社協ボランティアセンターの取組みの推進
- (2) シニアボランティアに関する取組みの推進
- (3) 災害ボランティア活動の推進

3. 生活課題解決モデルの開発

- (1) 移動支援・買い物困難者支援の仕組みづくり（福岡市委託事業）
- (2) 住まいサポートふくおか（福岡市居住支援協議会事業）
- (3) 終活サポートセンターの開設【新規】
- (4) 死後事務委任に関する事業（やすらかパック等事業）
- (5) 「地域の子ども」プロジェクト（一部福岡市委託事業）

4. 拠点型地域福祉の推進

- (1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）による地域における公益的な取組みに向けての協働
- (2) 遺贈の活用による地域福祉の拠点づくり
- (3) 空家の活用による地域福祉の拠点づくり

5. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化

- (1) 生活支援コーディネーター業務（福岡市委託事業）の実施によるCSWの機能強化【拡大】
- (2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

6. 権利擁護事業の拡充

- (1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援の強化～日常生活自立支援事業
- (2) 法人後見事業の強化
- (3) 市民後見人養成事業の推進（福岡市委託事業）
- (4) 中核機関受託に向けた体制整備～成年後見制度【新規】

7. 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育関連事業の見直し構想の実践
- (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

8. 生活困窮者への支援の推進

生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携、支援

重点項目

1. 小地域福祉活動の推進

(107,693 千円)

校区社会福祉協議会強化への支援

地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開が行えるよう、住民が地域の課題を把握・共有し、目指す「地域の理想像」を実現するための具体的な活動について話し合い、広く住民に周知するための「校区福祉座談会」の開催や、その議論の経過を“見える化”する「校区福祉のまちづくりプラン」の策定等を支援します。

また、生活支援機能や介護予防機能の一部を担ってきた「ふれあいネットワーク活動」や「ふれあいサロン活動」については、地域特性などに応じた機能強化に向け、事業の拡充を支援します。

さらに、地域での助け合い・支え合いの活動である「生活支援ボランティアグループ活動」や、地域で家族介護者世帯を支えていくための取組みとして「在宅介護者のつどい」の実施を支援します。

① 地域特性に応じた福祉活動の展開

地域課題やその解決策を住民が主体的に話し合い、自ら目標を定め実践につなげる方法として「校区福祉座談会」などの開催を支援するとともに、その内容をより多くの住民で共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。

《策定校区数目標 68校区※うち新規策定 29校区》



② 校区社協の基盤をなす活動の拡充

(ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

平成29年度から校区社協に貸与されている「避難行動要支援者名簿」を活用した見守りマップ等の作成支援や、災害時に備えた平常時の見守り体制づくり、安否確認・避難誘導訓練の実施に向けた支援等を推進するとともに、見守り活動の延長で行われている生活支援機能の強化策についての検討を進めます。

《実施自治会(町内会)率目標 84%、見守り対象世帯数 43,351世帯》

また、地域住民が主体となって実施している見守り活動に、福祉施設・事業所や病院、企業等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりに向けた支援を行います。

(イ) ふれあいサロン活動の拡充

地域の実情に応じたふれあいサロン活動の実施に向け、働きかけを行います。

また、ふれあいサロンの介護予防機能の強化に向け、それぞれのサロンの創意工夫による運動・体操を取り入れたプログラムを推奨し、指導者の派遣等に取り組みます。

《新規活動開始目標 2.3箇所、実参加者数 11,485人》

③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

(ア) ご近所お助け隊支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”を身近な地域(校区・町内)で助け合う「生活支援ボランティアグループ」に対し、立ち上げや運営強化に必要な費用の一部を助成するとともに、定例会への参加等を通じた支援を行います。《新規活動開始目標 13グループ》

(イ) 在宅介護者のつどい事業(一部福岡市委託事業)

家族介護者にリフレッシュを図ってもらうことにより日頃の介護疲れを軽減し、介護者を支える地域づくりを進めることを目的に、介護者がより参加しやすい校区単位・町内単位等の身近な場所での交流会実施を支援します。

2. ボランティアによる社会参加の拡大

(21,682 千円)

(1) 社協ボランティアセンターの取組みの推進

これまで培ってきたボランティアコーディネートのノウハウによる支援を引き続き丁寧に行い、依頼者・活動希望者双方のニーズに応じていきます。

また、地域課題解決及び地域福祉活動の担い手拡大を目指し、テーマ型ボランティアやNPO等とのネットワークの強化、大学・専門学校等へのアプローチ、企業や就労者向けの新たなボランティア活動プログラムの検討を進めます。

(2) シニアボランティアに関する取組みの推進

シニア世代が元気に生きがいをもって地域福祉に関わることができるよう、介護保険施設でのボランティア活動や地域福祉の担い手を養成するボランティア講座を開催します。

実施に当たっては、「多様な生活支援の担い手として社会参加することが、結果的に自らの介護予防となる」ことを目指します。

(3) 災害ボランティア活動の推進

近年、全国で発生した災害の災害支援ボランティア活動について、検証や分析を行ない、福岡市内での地震・洪水などの大規模災害の発生に備えて災害NPO法人や福岡青年会議所など支援団体等との関係強化を図ります。

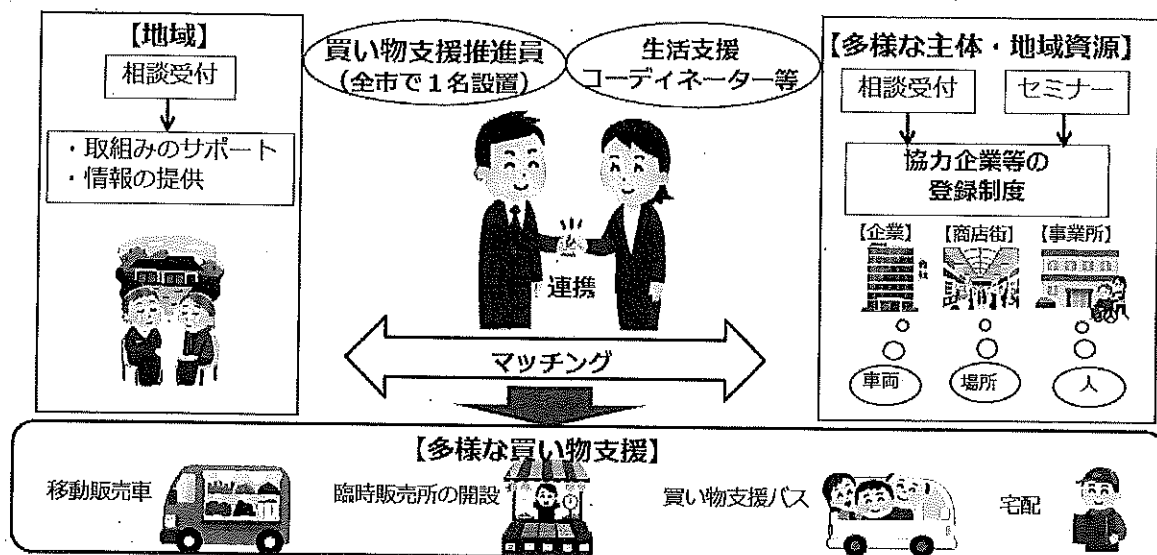
3. 生活課題解決モデルの開発

(58,884 千円)

(1) 移動支援・買い物困難者支援の仕組みづくり(福岡市委託事業)

市社協に買い物支援推進員を配置し、高齢者や障がい者等が買い物に苦慮している地域の支援に取り組みます。買い物支援推進員は、区社協に配置している生活支援コーディネーターや地域福祉ソーシャルワーカーと連携し、地域団体や企業、福祉施設、協同組合等の多様な主体とネットワークを構築し、地域福祉活動としての買い物支援の取組みを支援します。

また、平成28年度より実施している高齢者の買い物等を支援するモデル事業(東区香住丘校区)は、ボランティアの確保などの課題解決に取り組みながら、継続可能な仕組みづくりを進めます。



(2) 住まいサポートふくおか（福岡市居住支援協議会事業）

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するため、高齢者の入居に協力する「協力店」や入居支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム（ゆるやかな連携）」により、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居と入居後の生活を支援します。

また、課題等を精査の上、「高齢者支援モデル」として確立させるほか、「障がい者支援モデル」の設計・試行をします。

さらに、他事業で連携している遺品整理業者から提供を受けた不用の家具・家電を生活困窮者世帯等へ循環させる取組みを続けます。

(3) 終活サポートセンターの開設【新規】

「自分らしい人生の終い方」を実現するための準備として終活が注目を集める中、葬儀や納骨、相続、介護など多岐にわたる分野を横断的に把握し、終活に関する幅広いニーズに応じた情報提供等を行うため、ワンストップによる相談や相談内容に応じて専門的サービス等につなぐ終活相談窓口のほか、終活に関する出前講座、出張相談や終活に関するセミナー等を実施する機能を有する終活サポートセンターを新たに開設します。

(4) 死後事務委任に関する事業（やすらかパック等事業）

① ずーっとあんしん安らか事業

人生の最期まで自分らしくよりよく生きるためのサポートとして、身寄りのない高齢者と死後事務委任契約を結び、定期的な見守りを行いながら契約者の死亡時に預託金で葬儀や家財処分等の死後事務を行います。

② やすらかパック事業

預託金の一括準備が難しいため「ずーっとあんしん安らか事業」の利用が困難な方に対応できるよう、少額短期保険を活用した利用料金の月払い制度を継続して実施します。死亡後の葬儀、納骨（永代供養）、家財処分の費用は保険金で対応します。

(5) 「地域の子ども」プロジェクト（一部福岡市委託事業）

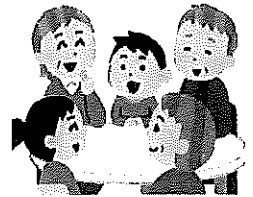
経済的に困窮している子育て中の世帯や、地域との関係が薄く孤立し、生きづらさを抱えている世帯等の課題解決に向け、子どもの分野における地域福祉としての実践モデルの構築を目指すとともに、子どもに焦点を当てた支援ノウハウの蓄積を進めるプロジェクトに取り組みます。

① 食事をとることが困難な子どもの食事の提供の場づくり

共働き世帯やひとり親家庭をはじめ家庭環境等様々な要因により一人で食事を取ったり、家で十分な食事が取れなかったりする子どもに対し、地域や学校、企業、団体、行政等と連携し、食事の提供をとおして子どもを支える地域づくりに取り組みます。

② 子どもが安心して交流や学習のできる居場所づくり

地域住民が主体となって実施する子どもやその親が安心できる居場所づくりや、多世代との交流をとおして生活習慣等を子どもが身につけ自立して生きる力を育む取組み、学生ボランティア等と連携した学習支援の取組み等を支援します。



③ 子どもの居場所づくり等に関わる支援者のネットワークづくり

食と居場所づくりに関わるボランティア等支援関係者が一堂に会し、情報交換や交流、ネットワークづくりを行う場づくりに取り組みます。

また、食と居場所づくりに取り組む団体を支援するため、協力企業・団体等とのネットワークを構築し、食材提供等の仕組みづくりを検討します。

4. 拠点型地域福祉の推進

(3, 363 千円)

(1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）による地域における公益的な取組みに向けての協働

社会福祉法に社会福祉法人の責務として規定されている「地域における公益的な取組み」の実施に向け、区社協と連携しながら、地域や個別のニーズを踏まえた制度外サービスや解決モデルの構築を目指し、福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人や事業所連絡会等との連携を図ります。

① 個別解決モデル創造事業

社会福祉法人等との協働により「買い物困難者支援」や「移動困難者支援」、「地域カフェ」、「認知症高齢者等検索サポート体制整備」等の取組みを拡充します。

② 専門スタッフ派遣事業

ふれあいサロンや子育て交流サロン等の地域福祉活動に対し、施設と連携して施設職員などの専門職の派遣をコーディネートします。

(2) 遺贈の活用による地域福祉の拠点づくり

「遺産を地域のために」という市民の思いを「カタチ」にするための受け皿となる仕組みをつくり、不動産などを含めた遺産を本会が取り組む事業に活用することで地域福祉の推進を図ります。

併せて、遺贈パンフレットの配布、弁護士会・司法書士会・行政書士会・信託銀行等との連携による市民への働きかけをはじめとした遺贈・寄付文化の醸成と普及を通じ、遺贈先として選ばれるよう取り組みます。

(3) 空家の活用による地域福祉の拠点づくり

空家を活用して多様な地域課題の解決を図る社会貢献型空家バンクについては、新たに立ち上げたWEBサイトを活用することにより、取組みの促進を図ります。

5. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化 （ 295,989 千円）

(1) 生活支援コーディネーター業務（福岡市委託事業）の実施によるCSWの機能強化【拡大】

福岡市は地域包括ケア推進のため、生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援や介護予防の多様な取組みを支援する「生活支援体制整備事業」を実施しています。福岡市社協は7区の生活支援コーディネーター業務を受託し、各区1名の生活支援コーディネーターを配置します。

生活支援コーディネーター業務では、CSWの実践をとおして培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの密着した関係性という強みを活かし、地域課題の把握や地域の事業者等への参画を働きかけます。併せて、これまでのコーディネーター配置事業で培った企業等の多様な主体との協働を進める手法等により、新たな社会資源の創出を支援するとともに、地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者の地域での自立した生活を支える体制の構築を進めます。

また、区社協は市社協の生活支援コーディネーター業務と連携しながら、生活支援コーディネーターと類似する役割を果たすCSWが身近にその支援ノウハウを学び、共有することで、CSWのスキルアップと機能強化を図ります。

社協における生活支援コーディネーターの機能・役割

●高齢者の地域生活に資する、多様な主体による多様な支援の充実

- ・生活支援ボランティアなどの地域ボランティアの支援
- ・高齢分野における企業、NPO、生協・農協（協同組合）等の多様な主体との連携
- ・関係者のネットワーク構築
- ・主に生活支援分野の視点から、健康づくりにも資する地域福祉活動の充実支援

※区レベル(区域)のネットワーク構築・資源開発にも取り組むもの

CSWの機能・役割

●地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動の支援

- ・地域支援（地域福祉活動に携わる団体等への支援）
- ・地域福祉活動者では対応困難な個別ケース（高齢者に限定しない）の支援と、それを通じた地域福祉活動への展開・充実
- ・ボランティア活動希望者の支援（兼ボランティアコーディネーター）
- ・住民主体による地域福祉活動の計画的実践の支援（校区福祉のまちづくりプラン策定と実践に向けての継続的支援）

ノウハウの共有・スキルアップ

地域支援のノウハウや地域組織・ボランティアとの関係性を活かす

(2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

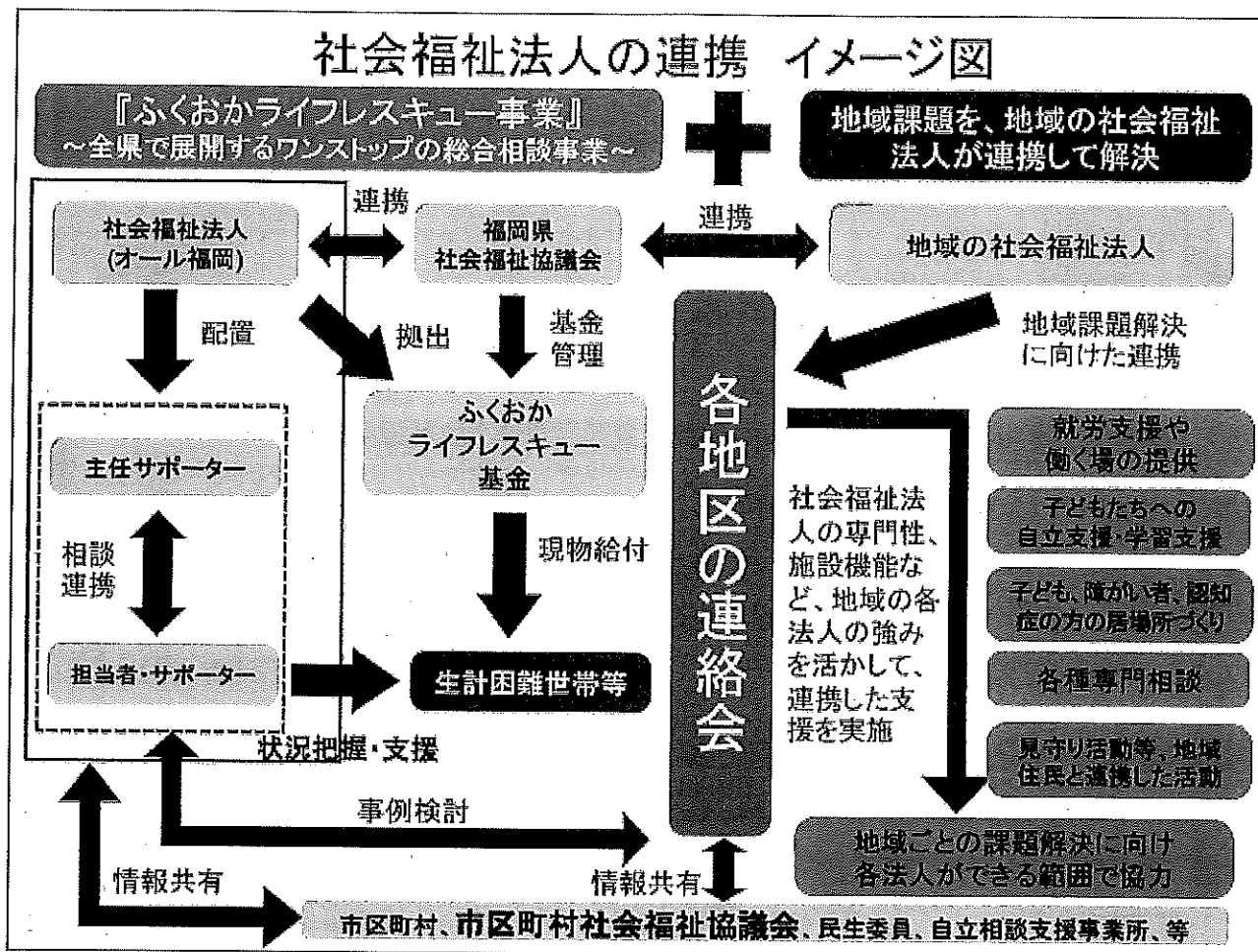
社会福祉法に社会福祉法人の責務として規定された「地域における公益的な取組み」の実施に向け、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に区社協とともに参画し、社会的に孤立したり既存の制度にもつながらず困難を抱えている人に対して、事業に参画する地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性および資源を活かした支援を行います。

また、市社協連絡協議会施設部会等で、当事業への参画法人を増やすための働きかけを行います。

【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物支給）を行う点に、この事業の特質がある。



【「ふくおかライフレスキュー事業」を利用した10代特定妊婦（※）への支援の事例】

母子生活支援施設に入所予定の10代女性（特定妊婦）が、出産予定日を1週間後に控えるなか、出産に係る費用や退院後の生活費等が確保できないため、悩んでいました。施設よりライフレスキュー事業を利用できないかと、当該地区の本事業事務局である区社協に相談がありました。

生活保護の受給が必要と思われましたが申請手続きや保護受給までに時間を要することから、相談者が安心して生活できる環境の設定と産前産後支援、生活基盤を整えることに重点を置き、保護受給までの間の緊急支援を実施しました。区社協のサポーターと施設職員が本人と面談し、一緒に出産入院時に必要な物品の購入を行い、安心して出産に臨めるよう支援しました。

入所翌日に予定日より早い出産となりましたが、母子ともに健康で元気な赤ちゃんを出産することができました。

出産後、施設に戻ってから生活保護の申請、出生届等の手続きを施設職員が支援し、社協の一時貸付事業も活用することで生活保護受給までの資金の目途が立ったことから、ライフレスキュー事業を終結しました。

※特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

6. 権利擁護事業の拡充

(120, 355 千円)

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な状態にある人の権利擁護を目的として、「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」に取り組みます。

「日常生活自立支援事業」においては、区社協のCSWが初期相談を受ける体制を確立し、金銭管理の必要性の確認のみならず生活課題を把握し、各種専門職や相談支援機関、地域住民と連携した支援を目指します。

(1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業

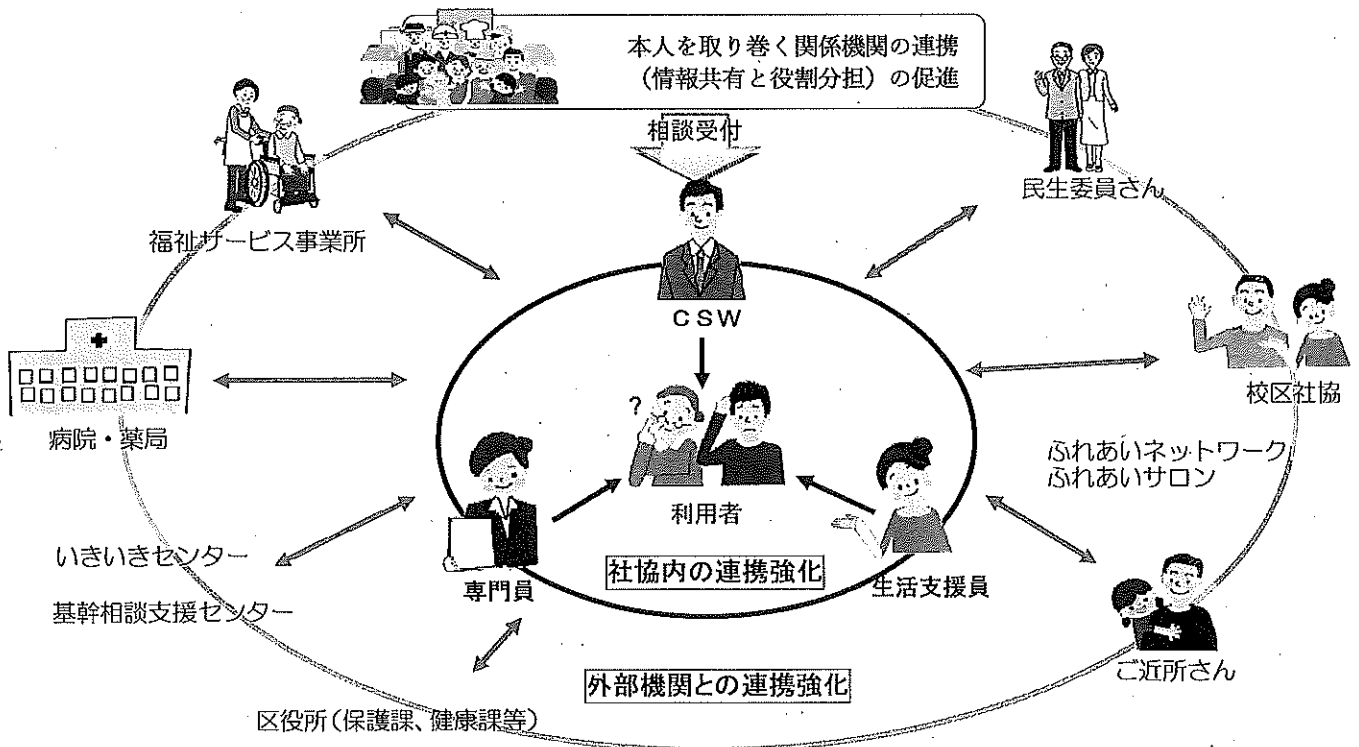
専門員(※1)を全区社協に配置することで、区社協CSW、生活支援員(※2)の連携による相談援助機能(初期相談～サービス提供)をさらに強化します。

また、限られた財源で事業を効率的・効果的に進めるため、情報共有及び役割分担を図りながら多職種連携による支援体制を強化するとともに、関係機関に対して事業の適切な利用に向けた周知を行います。

(※1) 専門員…主に契約締結ガイドラインに基づく調査、支援計画の策定、利用契約の締結、解約等の業務を実施する。

(※2) 生活支援員…主に支援計画に基づく具体的な援助業務(福祉サービス利用援助、日常金銭管理等)を実施する。

日常生活自立支援事業の多職種連携イメージ図



(2) 法人後見事業の強化

「日常生活自立支援事業」や「ずーっとあんしん安らか事業」等の利用者に対し、判断能力が低下した後でも、本会が継続して財産管理や身上監護等を支援することができるよう、法人後見の受任を進めます。

また、福岡市が検討している認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援する総合的な相談支援体制の動向を注視し、法人後見業務等で蓄積されたノウハウ等を活かせるよう関係機関への情報発信に努めます。

(3) 市民後見人養成事業の推進（福岡市委託事業）

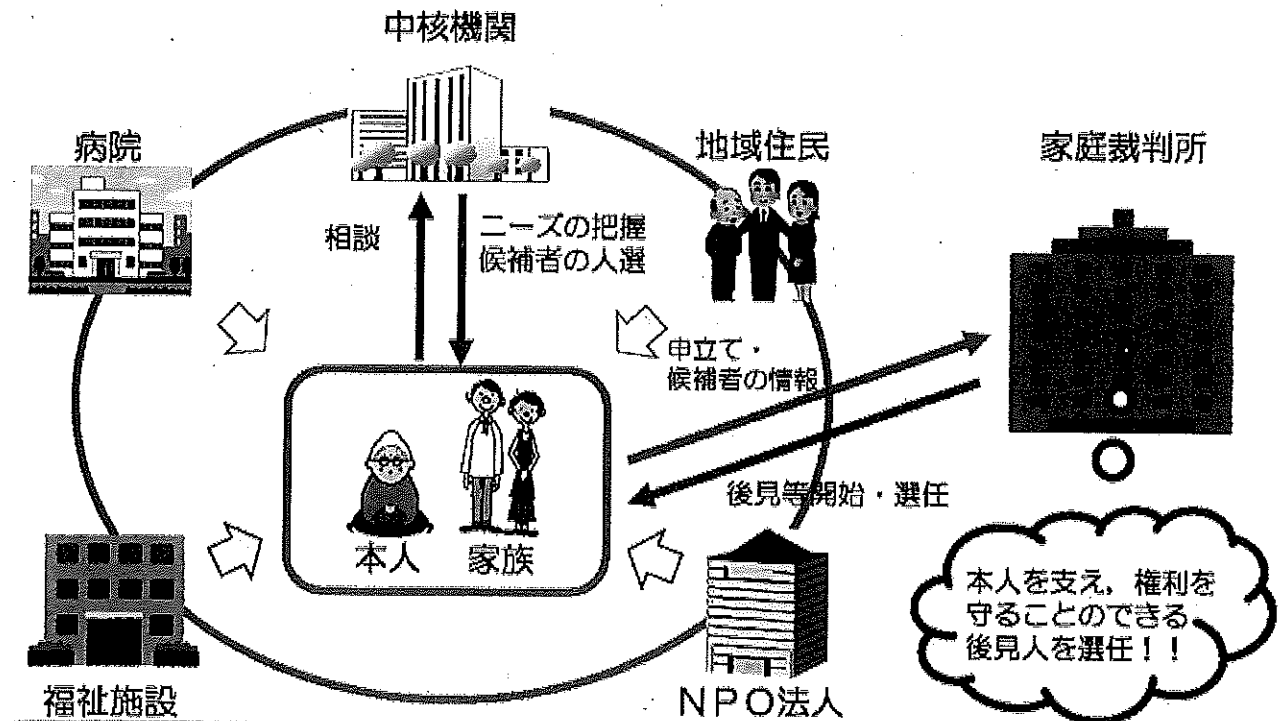
これまでに養成した市民後見人養成研修修了者（市民参加型後見人）を法人後見業務や日常生活自立支援事業の履行補助者として積極的に活用することにより、実践的な人材の育成を図ります。

また、市民参加型後見人を対象にスキルアップ研修を実施します。

(4) 中核機関の受託に向けた体制整備～成年後見制度【新規】

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、福岡市が設置を検討している中核機関の受託に向けて、福岡市や家庭裁判所、三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）などの関係機関と中核機関の機能や受任調整の仕組み等について検討を行います。

成年後見利用促進のための地域連携ネットワーク



出典：成年後見制度利用促進体制整備委員会（平成30年3月）「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」P82より抜粋

7. 地域福祉を推進するための基盤づくり

(562 千円)

(1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育関連事業の見直し構想の実践

社会的孤立や排除を解消し、誰もが社会参加できる地域づくりのため、障がい者や高齢者の疑似体験プログラムやボランティア講座など様々な形で福祉教育を推進します。特に「コミュニケーションが難しい障がい（知的障がい、発達障がい）への理解や接し方を学ぶ福祉教育プログラム」の企業等への普及に努めます。

また、福祉業界の喫緊の課題である「福祉・介護人材確保」に対し、次世代を担う青少年の福祉に対する関心を喚起し、活動等への参加を促進するための福祉教育のあり方について調査し、プログラムの開発につなげます。

(2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

避難行動要支援者名簿を活用した災害時の避難支援や、平常時の見守り活動をはじめとする地域福祉活動を進める上で重要となる個人情報の共有・活用に関して、「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」を活用し、地域ごとの情報共有のルール作りや、見守りに携わる関係団体間の連携体制整備等を支援します。

また、引き続き校区社協や民生委員・児童委員、校区自治協議会役員等が参加する出前講座を開催し、安心して情報を開示できる福祉のまちづくりと自助教育を一体的に進めます。

8. 生活困窮者への支援の推進

生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携、支援

生活福祉資金受付センターでの貸付相談等を通じて、把握した生活困窮者の就労や住宅、生活資金、食料の確保などの様々な課題解決に向け、福岡市生活自立支援センターやグリーンコープ生活再生相談室、フードバンク活動団体など相談者のニーズに応じた支援窓口との連携を図ります。また、必要に応じ区社協とも情報を共有しながら適切な支援に努めます。

事業項目

1. 小地域福祉活動の推進

(129,768 千円)

- 校区社会福祉協議会強化への支援 重点項目
- 地域特性に応じた福祉活動の展開 重点項目
- ふれあいネットワーク活動の拡充 重点項目
- ふれあいサロン活動の拡充 重点項目
- ご近所お助け隊支援事業 重点項目
- 在宅介護者のつどい事業 (一部福岡市委託事業) 重点項目
- 地域カフェの支援
- 安心情報キット・緊急時連絡カード配付事業
- 民生委員児童委員協議会との連携

2. ボランティアによる社会参加の拡大

(38,151 千円)

- 社協ボランティアセンターの取組みの推進 重点項目
- シニアボランティアに関する取組みの推進 重点項目
- 災害ボランティア活動の推進 重点項目
- ボランティア活動情報の収集・提供
- 各種ボランティア講座の充実
- 登録ボランティアグループへの支援
- 介護支援ボランティア事業 (福岡市委託事業)

3. 生活課題解決モデルの開発

(89,558 千円)

- 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり (福岡市委託事業) 重点項目
- 住まいサポートふくおか (福岡市居住支援協議会事業) 重点項目
- 終活サポートセンターの開設【新規】 重点項目
- 死後事務委任に関する事業 (やすらかパック等事業) 重点項目
- 「地域の子ども」プロジェクト (一部福岡市委託事業) 重点項目
- ファミリー・サポート・センター事業 (福岡市委託事業) の拡充
- 子育てサロン・サークルの支援

4. 拠点型地域福祉の推進

(3,363 千円)

- 社会福祉法人(施設や事業所を運営する)による地域における公益的な取組みに向けての協働 重点項目
- 遺贈の活用による地域福祉の拠点づくり 重点項目
- 空家の活用による地域福祉の拠点づくり 重点項目

5. 地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)の機能強化

(295,989 千円)

- 生活支援コーディネーター業務(福岡市委託事業)の実施によるCSWの機能強化【拡大】 重点項目
- ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化 重点項目

6. 権利擁護事業の拡充 (120,355 千円)

- 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業 [重点項目]
- 法人後見事業の強化 [重点項目]
- 市民後見人養成事業の推進 (福岡市委託事業) [重点項目]
- 中核機関の受託に向けた体制整備～成年後見制度【新規】 [重点項目]

7. 地域福祉を推進するための基盤づくり (405,469 千円)

- 福祉教育推進計画に基づく福祉教育関連事業の見直し構想の実践 [重点項目]
- 地域福祉活動における個人情報共有化の推進 [重点項目]
- 福祉学習の推進 (福祉学習教材の提供、出前福祉講座)
- 広報紙やホームページなどを通じた情報発信
- 福祉のまちづくり推進大会の開催
- 市民福祉プラザの運営
- 市民福祉講演会の開催
- 福祉図書・情報室の運営
- 福祉バス運営事業 (福岡市委託事業)
- 社会福祉事業従事者研修
- 民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済事業
- 福岡市保育士人材確保事業
- 福岡市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- 福祉の職場面談・説明会
- 社会福祉士相談援助実習受入
- 施設整備利子補助事業
- 共同募金、寄付金を活用した福祉のまちづくりの推進 (共同募金配分、奉仕銀行等)

8. 生活困窮者への支援の推進 (37,734 千円)

- 生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携、支援 [重点項目]
- 生活福祉資金貸付事業
- 福岡市生活保護世帯等一時貸付金事業 (福岡市委託事業)

9. 運営等及びその他 (202,199 千円)

- 会務の運営 (理事会・評議員会)
- 職員の資質の向上と人材育成 (職員研修、資格取得への支援)
- 人事評価制度の実施
- 財源の確保 (会員の拡充、寄付つき商品の開発等)
- 収益事業の実施 (市民福祉プラザレストラン運営、自動販売機の設置)
- その他の社協事業 (戦災引揚死没者追悼式等)

